

## 「農林水産省の考え方」(H26.8.20)について」のポイント

全国知事会・全国市長会・全国町村会

※農林水産省の認識については、第9回農地農村部会(平成26年8月20日)に提示された「農林水産省の考え方」及び、同部会での発言を基に地方六団体で作成。

### 基本認識

農林水産省の考え方	地方六団体
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成32年の目標達成は厳しいという認識【農林水産省の考え方P2】</li> <li>○ 目標設定に当たって必ずしも国と都道府県の間で十分に議論を尽くしたとは言い切れない面もあったという認識【農林水産省の考え方P3】</li> <li>○ 農地確保に資する施策の必要性に関する認識【農林水産省の考え方P5】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行制度の課題において<u>一定の部分は地方六団体と認識を共有している</u>と考えられる。</li> <li>○ 一方で、これらの課題を踏まえた農林水産省としての具体的な提案は<u>十分に示されておらず、地方六団体提言に対して様々な懸念を示しているにとどまっている。</u></li> </ul>



農地の総量確保(マクロ管理)及び個別の農地転用許可等(ミクロ管理)の見直しについて、農林水産省においてお考えのスケジュールと具体策の案を明示いただくようお願いします。

1

### 1. 農地の総量確保(マクロ管理)の仕組みについて

(1) 現在の目標設定の仕組みに対する基本的な認識について

農林水産省の考え方	地方六団体								
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成21年の農地法等の改正において目標設定の仕組みを設けたことは一定の効果(→平成21年からの3年間で約1万haの減少にとどまっているため)。【農林水産省の考え方P2】</li> <li>○ 食料・農業・農村基本計画における検討に当たって、国が地方の意見も十分に踏まえて対応することが必要。【農林水産省の考え方P3】</li> <li>○ <u>市町村、都道府県が設定する目標とすり合わせることは重要、国が定める目標が絵に描いた餅で終わってしまっはいけないので、現実に実行していくためには、市町村、都道府県がどう考えるか十分に踏まえなければならない。</u>【第9回農地農村部会発言】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成21年から減少が抑制傾向にあることは、事実だが、その主な要因は、平成21年農地法等の改正で行われた農地転用基準等の厳格化の効果大きい。</li> <li>○ 一方で、目標設定の仕組みについては、目標設定に当たって国・地方で十分な議論が尽くされず、現実とも乖離していることから、達成すべき目標として十分意識されていないのが実態。農地確保の実効性を上げ、総量確保の目標を達成するためにも、現場の実情を踏まえた仕組みへの転換が不可欠。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>□ 現時点で目標を達成できる見込み</td> <td>0団体</td> </tr> <tr> <td>□ 目標の達成は困難</td> <td>29団体</td> </tr> <tr> <td>□ 現状は達成しているが、最終的に達成するかは不明</td> <td>4団体</td> </tr> <tr> <td>□ 達成するかは不明</td> <td>6団体</td> </tr> </table> <p>※ 回答団体数は、47都道府県中、39団体。 【平成26年3月、地方六団体農地PT実施全都道府県調査による。】</p>	□ 現時点で目標を達成できる見込み	0団体	□ 目標の達成は困難	29団体	□ 現状は達成しているが、最終的に達成するかは不明	4団体	□ 達成するかは不明	6団体
□ 現時点で目標を達成できる見込み	0団体								
□ 目標の達成は困難	29団体								
□ 現状は達成しているが、最終的に達成するかは不明	4団体								
□ 達成するかは不明	6団体								



農林水産省としては、現行の仕組みを具体的にどのように変えるお考えか、お示し願います。

## (2) 国が必要と考える目標が確保されるかとの懸念について

農林水産省の考え方	地方六団体
<p>○ 市町村からの積み上げを基礎として確保すべき農用地等の目標面積を設定することについて、</p> <p>①国が定める食料自給率目標を達成するために必要な農地の確保という観点からすれば、十分に適合した枠組みとは言い難いのではないか。</p> <p>②地権者や進出企業の意向を踏まえた場合に、国の目標面積まで積み上がらないおそれがあるのではないか。</p> <p>としている。【農林水産省の考え方P9】</p> <p>○ H32の目標設定に当たっての考え方として、「田の耕作放棄地の発生をほぼ全て抑制」と言及。【農林水産省の考え方P2】</p>	<p>○ 地方六団体提言は、市町村が主体的に設定した目標をそのまま国の目標にすることを求めているものではなく、<u>国と地方が十分に議論を尽くし、調整を行う枠組みを提案</u>。食料自給率目標を達成するために必要な農地の確保という観点にも十分適合。</p> <p>①市町村は個々の農地や農村の実態を踏まえて目標の案を提示</p> <p>②国は食料の安定供給等の観点で目標の案を提示</p> <p>③国と地方が目標について議論</p> <p>④国が必要と考える目標と地方が考える目標の間に乖離がある場合には、国は施策のさらなる充実を地方に提示し、その施策効果によって国が必要と考える農地の確保を図る</p> <p>○ 現実には、耕作放棄地の発生は平成24年で国の当初算定の10倍超。目標設定の過程で、農地や農村の実態を踏まえ、国と地方が十分に議論を尽くすべきであった。</p> <p>○ 農用地区域の設定は、法令に則って実施するものであり、地権者や進出企業の意向を踏まえた場合に、国の目標まで積み上がらないとする懸念は、あたらない。</p>

3

## (3) 目標が達成するための具体的な担保措置が明確でないとの懸念について

農林水産省の考え方	地方六団体
<p>○ 市町村目標を達成するための具体的な担保措置が必ずしも明確ではない。【農林水産省の考え方P9】</p>	<p>○ 現行制度による担保措置（達成状況の公表、是正の要求等）に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地確保のための施策を確実に実行に移すため、国、都道府県、市町村それぞれのレベルで、「実行計画」を策定すること、</li> <li>・また、実行計画の実施とそれによる農地確保の状況については、事後に専門家で構成される「第三者機関による評価」を地域の実情を踏まえながら行い、その結果は議会、農業関係者等にも広く周知し、その後の施策や実行計画反映させること</li> </ul> <p>を提案。具体的な担保措置は明確であり、現行制度よりも実効性のある目標管理となっている。</p>

## 2. 農地転用許可制度等の見直しについて

### (1) 国と地方の役割分担に関する基本的な認識について

農林水産省の考え方	地方六団体
<p>○ 都市計画の根幹は基本的には都道府県が担っている。【農林水産省の考え方P4】</p>	<p>○ <u>都市計画決定の多く（約8割※）は市町村決定になっていると認識</u>、開発行為は都道府県、指定都市又は中核市（旧特例市を含む）が許可権者。 都市計画制度と対比すれば、<u>農地制度の課題は、国と地方の役割分担において、個別の土地利用の許可を未だ国にまでも権限を残していること。</u> 農地転用許可は、<u>地域の実情に応じたまちづくりの根幹である土地利用規制の重要な部分を占めている。</u></p>

※平成22年7月22日開催 社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会 都市計画制度小委員会(第5回) 国土交通省提出資料



**農林水産省として今後、どのように地方分権を進めるお考えか、お示し願います。**

5

### (2) 客観的に見て十分な担保措置がとり得るかとの懸念について

農林水産省の考え方	地方六団体
<p>○ 仮に農地転用許可権限の移譲を更に進める場合には、優良農地の保全の観点から、客観的に見て十分な担保措置をとり得るかが課題。 【農林水産省の考え方P10】 また、事後的な是正措置よりも農地転用許可制度の適正な執行により、現存する優良農地をいかに保全するかという視点が重要。 【農林水産省の考え方P9】</p>	<p>○ 農地転用許可制度（マイクロ管理）の見直しとして、 ・今回、新たに設置されるブロック単位での国と地方の協議の場における意見交換を踏まえ、必要に応じて法令の基準や技術的助言の内容の明確化を図ること、 ・公正な立場から許可権者に意見を述べるため、市町村農業委員会選任委員の見直しによる農業委員会の機能強化を図ること、 を提案。</p> <p>○ 加えて、農地の総量確保（マクロ管理）の仕組みの充実として、<u>国と地方が農地の総量確保目標を共有し、それぞれが責任を持って目標達成のための施策に取り組むこと</u>を提案、それ自体が客観的な担保措置となる。 農地転用許可は法令の基準を適正かつ厳格に運用すべきものだが、目標達成についても十分意識されることとなる。</p> <p>○ また、<u>農用地区域からの除外抑制の施策として、「第三者機関の評価」を実施</u>、その結果は議会、農業関係者等にも広く周知されることとなる。 つまり、万一、法令の基準に違反する運用によって確保すべき農地を失うことがあった場合、社会的に厳しい批判を受けることとなる。</p> <p>○ このように、<u>地方六団体の提言は、「抑止効果」のある制度設計であると考えている。</u></p>

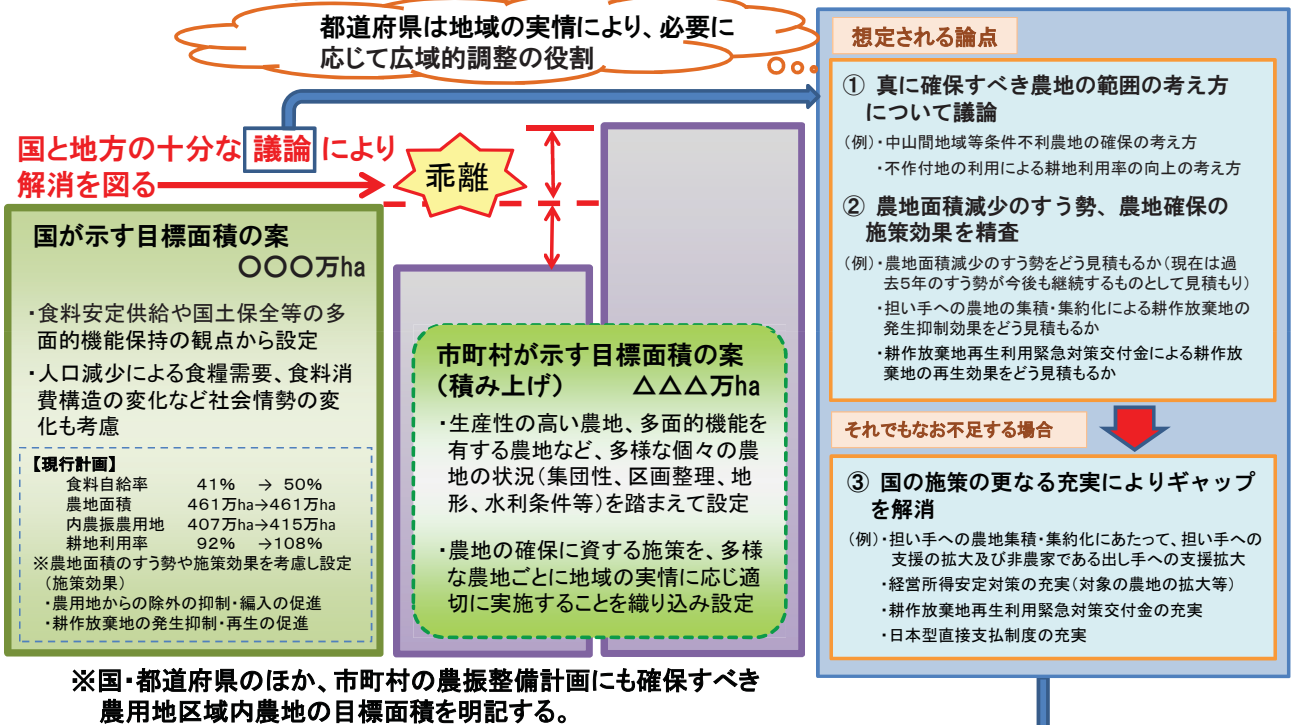
(3)現場との距離感への懸念について

農林水産省の考え方	地方六団体
<p>○ 個別の農地転用判断については、許可基準に即し厳正に判断することが必要とし、このため、地元的地権者や進出企業の開発意向に影響を受けにくい、現場と距離を置いた判断ができる者が行うことが適切。【農林水産省の考え方P10】</p> <p>○ 「現場と距離を置いた判断ができる者」とは、国のほか、都道府県を含むとの認識。 【第9回農地農村部会発言】</p>	<p>○ 現行制度においても、市町村農業委員会では、<u>農地転用許可の申請の経由に際して意見を付するために審査を実施</u>、また、多くの市町村において<u>条例による事務処理特例制度を活用し都道府県から権限移譲を受けているが、特段の支障なく事務を執行</u>。</p> <p>○ <u>有形無形の開発圧力は現場との距離に関係なく生じるものであり</u>、市町村は現場に近いから許可権者として不適切という論は根拠がない。</p> <p>○ そもそも、<u>現行制度において、現場と距離がある許可権者であるが故に、事務処理に必要な以上の時間を要するなど、支障を来していることは、いくつかの支障事例からも明らか</u>。</p>

別紙

目標面積設定に当たっての国と地方の議論

- 市町村が主体的に設定した目標の積み上げを基本とし、国と地方が議論を尽くした上で国の総量確保目標を設定



- 国と地方が透明性を確保した中で、実質的な議論を行うための新たな枠組みを設ける。